

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十七年六月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第二号	平成二十七年 六月十九日	埼玉県和光市西大和団地 二千六百六十六―六他	埼玉県川越建築安全セン ター